防　衛　省　共　済　組　合　朝　霞　支　部　仕　様　書			
物品番号		仕様書番号	
隊員クラブ渡り廊下修繕工事			
		本部長承認	令和　年　月　日
		作　成	令和８年９月７日
		変　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	共済組合朝霞支部

工事場所　東京都練馬区大泉学園町　陸上自衛隊朝霞駐屯地

工事概要　工事概要表のとおり

履行期間　契約日の翌日から令和９年３月１２日（金）まで

実施期間　工事の施工については、契約日の翌日から令和９年３月１２日（金）までとする。（やむを得ない場合は要調整）

（工事概要表）

品　名	規格	単位	数量
１　資器材費			
テントシート	W2300（遮熱仕様）	式	1
２　工事費			
張替え費		式	1
支柱塗装	ｹﾚﾝ+錆止め+ｳﾚﾀﾝ塗装	式	1
発生材処分費	運搬費共	式	1
３　経費			
諸経費		式	1

１　適用範囲

本仕様書は、防衛省共済組合朝霞支部で実施する「隊員クラブ渡り廊下修繕工事」について適用する。

２　共通事項

本工事は、本仕様書及び図面によるほか、国土交通省発行「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」並びに関係諸規則（以下「図面等」という。）による。

３　一般事項

(1)　本工事は、図面等に基づき監督員の指示により実施するものとし、丁寧かつ確実な履行を行うものとする。また、工事に際し図面等に記載がない事項であっても、施工上当然必要となる内容については、受注者の負担において

関係者以外不許複製

良心的に行うものとする。その他、不明な事項等については必要の都度監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(2)　本材料の寸法、取付位置、取付方法を変更する等の軽微な変更が生じた場合は、監督員の確認のうえ行うものとする。この場合において、請負金額の増減及び履行期限の変更は原則行わないものとする。

(3)　受注者は、現場代理人を指定したうえ、作業関係者に対して安全教育を実施し工事現場の安全確保を行う等の事故防止に努めること。

(4)　受注者は、本工事の実施によって既存施設等に損傷・損害を与えた場合は、ただちに監督員に報告し、受注者の責任において復旧させるものとする。

(5)　工事に必要な場所以外への立ち入りは行わない。

(6)　工事写真は、工事概要表で示す工事細目及び隠ぺいとなる部分、並びに監督員の指示した部分について、着工前・施工中・竣工後を撮影し整理したうえで提出するものとする。

(7)　工事に必要な電気・給水は受注者により準備する。

(8)　受注者は、契約後速やかに工程表の案を作成し、監督員と協議のうえ細部日時を決定するものとする。

(9)　工事に際し関係官公署への届出等が必要となる場合には、受注者の責任において処理すること。

(10) 本工事に際し知り得た情報は監督員の許可なく漏洩してはならない。

4　特記事項

(1)　使用材料

本工事で使用する材料は全て新品とし、規格・品質等の記載がないものについては見本等を提出し、着工前までに監督員の承諾を得たうえで使用するものとする。また、図面等に記載がないものは、JIS 規格及び各種協会規定、メーカー規定に合致したものを使用するものとする。

(2)　発生材運搬処分

ア　工事において発生した産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法令等」を遵守し、受注者の責任において運搬処分を確実に行うこと。

イ　提出書類

(ｱ)　産業廃棄物運搬許可証及び処分業の写し各１部

(ｲ)　産業廃棄物委託契約書の写し１部

(ｳ)　産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し各１部

(ｴ)　運搬車両の荷積み写真、処分場の荷下ろし写真各１部

(3)　その他提出書類

ア　工程表

イ　現場代理人指定通知書

ウ　着工・竣工届

エ　使用材料一覧表及び出荷証明書

オ　材料検査簿

関係者以外不許複製

カ　工事日誌
キ　工事写真
ク　発生材運搬処分に係る書類
ケ　その他指示された書類

5　検　査

工事の施工完了後、整理清掃後片付けのうえ監督員の点検を受けた後に、検査員の完了検査を受けるものとし、検査員の合格をもって工事完了とする。

完了検査には現場代理人が立ち会い、工事場所及び提出書類の検査を受けるものとする。検査員が指示する手直し等の是正については速やかに実施し、再度検査員の検査を受けるものとする。

関係者以外不許複製